

平成28年7月28日  
北 沢 総 合 支 所  
総 務 部  
教 育 委 員 会 事 務 局

## 宗教法人等が行う祭礼等に係る区の対応について

### 1 主旨

平成27年に北沢地域の神社で例大祭が行われた際に、職員が懇親会（直会）へ参加する趣旨で公費を支出したものの、式典において玉串奉奠を行ったことを踏まえ、全庁を対象に実施した調査の結果と区の対応について報告する。

### 2 区の基本姿勢

- (1) 区民、地域団体、事業者、NPO等と協働して地域のまちづくりを進めていく上で、職員が地域行事等へ参加し、地域との絆やネットワークを築くことは重要な職務である。
- (2) 宗教法人等が行う祭礼に職員が公費で参加する場合は、憲法の政教分離の原則を踏まえ、地域との交流を目的とした懇親会（直会）への出席に留め、宗教的色彩のある式典への参加はしないものとする。

### 3 実態調査の実施

区の基本姿勢を踏まえ、次のとおり実態調査を実施した。

#### (1) 調査対象

区的全職場

#### (2) 調査内容及び方法

##### 《総務部の調査》

全所属

神社仏閣等で行われる宗教行事等について、区の公費（交際費は除く）支出を把握するために、次の（ア）（イ）の項目を対象に過去5年間（平成23年度～）の公費の支出実績について関係書類を確認し、総務課へ報告することとした。

（ア）神社仏閣等で行われる祭礼等の宗教行事

（イ）地域で行われるまつり等の各種行事のうち、宗教に係る法人・団体等が関わっている行事

交際費のある所管課（行政委員会も対象）

地域で行われる様々な行事について、区の交際費の支出実績及び職員の参加状況等を把握するために、次の（ア）（イ）の項目を対象に過去5年間（平成23年度～）の交際費の支出実績について該当所属（総務部、各総合支所、各行政委員会）における現金出納簿等の関係書類を確認し、総務課へ報告することとした。

（ア）神社仏閣等で行われる祭礼等の宗教行事

（イ）地域で行われるまつり等の各種行事

##### 《総務部の書類確認及びヒアリング調査》

前記 の報告を受け、総務部では報告のあった各所管課等で関係書類等の照合や報告内容の確認などの調査を行うとともに、所管課長等へのヒアリングも併せて実施し、次のとおり確認した。

地域のまつりへの参加状況としては、区の全所属の中で、地域のまちづくりを担当する各総合支所、各まちづくりセンターの職員が多く、地区によっては学校長の参加もあった。

各総合支所では、それぞれの地域の歴史や伝統などを踏まえ、まちづくりの観点から各種行事に参加しており、その対応も様々である。今回調査したまつりなどの行事に関しては、その多くが、町会や実行委員会が主催する地域行事として行われており、北沢総合支所以外では、職員が宗教法人等に公費を支出し、かつ式典で玉串奉奠等を行ったケースはない。

北沢総合支所においては、多くの地域のまつりに総合支所長を初め副支所長、地域振興課長、地元まちづくりセンター長などが出席する際に、その一部のまつりでは、式典（玉串奉奠等）が同時に開催され、その一連の流れとして、式典（玉串奉奠等）と懇親会に出席したケースがあった。なお、これに伴う公費の支出は、懇親会の参加費であることも確認した。

教育委員会事務局において管理する幼稚園・小・中学校では、地域との絆やネットワークを築いていくことは大変重要なことだと考え、学校長が地域行事等に積極的に参加している状況にある。そうした中で、一部の小学校において学校長が宗教法人に公費を支出し、かつ式典で玉串奉奠を行ったケースがあった。なお、これらの公費の支出は、懇親会の参加費であることも確認した。

### （３）調査結果

今回の調査結果において、宗教法人等に公費を支出し、かつ式典で玉串奉奠等を行った事例が次表のとおり４８件あった。

憲法における政教分離の原則は、自治体が宗教と関わり合うことを全て否定したのではなく、その目的が宗教的な意義を持ち、その効果が宗教の助長につながる行為を禁じているものである。今回の事例は、地域との交流を目的としたものだが、公正・中立が求められる公務員として区民に疑念を生じさせる結果となり、不適切な行為を伴う公費の支出であった。

北沢総合支所地域振興課

年度	件数	支出額
27	9	70,000円
26	9	70,000円
25	8	65,000円
24	7	60,000円
23	10	75,000円
計	43	340,000円

教育委員会事務局学務課（小学校分）

年度	件数	支出額
27	2	10,000円
26	2	10,000円
25	1	5,000円
24	0	0円
23	0	0円
計	5	25,000円

### 総合計

年度	件数	支出額
23～27	48	365,000円

#### 4 今後の区への対応

##### (1) 全庁への周知徹底

組織及び職員として憲法で定める政教分離原則が規定する「宗教的活動」について、改めて、今回のような疑義が生じないよう区の組織全体として確認するとともに、再発の防止に向け、副区長名での依命通達を全庁に発し、全所属長及び全職員への注意喚起を徹底した。また、同様に学校長には教育委員会において対応した。

一方で、区としては、前述の「区の基本姿勢」に基づき、政教分離の原則に十分留意したうえで、地域のまちづくりを進める観点から、引き続き、地域のまつりなどの各行事を通じて地域の絆の強化に取り組んでいく。

##### (2) 交際費の支出基準の改正

本件を教訓として、現行の「庁用交際費の支出基準」においても見直し明文化を図る。

教育委員会事務局の校長交際費については、これまでは「校長(園長)交際費事務マニュアル」を作成し、「世田谷区立幼稚園長及び小・中学校長交際費取扱い基準」に基づき行ってきた。その中で神社仏閣の祭礼料等宗教団体等への支出は執行不可の扱いとしてきたところであるが、公費支出を伴って玉串奉奠等に参加しないことなど、より具体的な事例に即したマニュアルへと改訂する。その上で、あらためて「世田谷区立幼稚園長及び小・中学校長交際費取扱い基準」の徹底を図っていく。

#### 5 その他

##### (1) 区への返納

今回の公費支出の目的が、懇親会への出席であったとしても、宗教法人等に公費を支出し、かつ職員が玉串奉奠を行っていたことは、宗教的色彩があり不適切であったとして、平成23年度から平成27年度の北沢総合支所における43件の支出額、平成25年度から平成27年度の教育委員会における5件の支出額について、北沢総合支所及び教育委員会事務局の関係職員が自主的に全額を区に返納した。

##### (2) 職員への注意・指導

今回の調査結果において、北沢総合支所及び教育委員会事務局の公費支出については、区として不適切な行為を伴う支出であると判断しており、総合支所の全責任者である支所長を初め、副支所長、収支命令者である地域振興課長に対し区長より厳重な注意・指導を行った。

また、教育委員会事務局においても小・中学校長の交際費の収支命令者である学務課長及び教育次長、当該校長に対して教育長より厳重な注意・指導を行った。